

総務建設委員会会議録

開閉日時 平成25年10月 1日(火) 午前10時00分～10時19分
会 場 委員会室

1. 出席者

2番 黒川美克、 3番 柳沢英希、 4番 浅岡保夫、
6番 幸前信雄、 7番 杉浦辰夫、 11番 鷺見宗重、
13番 磯貝正隆、 15番 小嶋克文
オブザーバー 議長

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

1番 長谷川広昌、 5番 柴田耕一、 8番 杉浦敏和、
9番 北川広人、 10番 鈴木勝彦、 12番 内藤とし子、
16番 小野田由紀子

4. 説明のため出席した者

市長、副市長、
総務部長、行政GL、財務GL、情報GL、
市民総合窓口センター長、市民窓口GL、市民生活GL、税務GL、
都市政策部長、都市整備GL、都市整備G主幹、都市防災GL、
上下水道GL、地域産業GL、
会計管理者、監査GL

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記2名

6. 付議事項

- (1) 議案第38号 高浜市税外収入に係る延滞金に関する条例の一部改正について
- (2) 議案第39号 調停の成立について
- (3) 議案第40号 高浜市税条例の一部改正について
- (4) 議案第41号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について
- (5) 議案第42号 高浜市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- (6) 議案第43号 高浜市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- (7) 議案第44号 高浜市都市計画下水道事業受益者負担金に関する条例の一部改正について
- (8) 議案第45号 市道路線の認定について
- (9) 議案第50号 平成25年度高浜市一般会計補正予算（第3回）
- (10) 議案第51号 平成25年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1回）
- (11) 議案第52号 平成25年度高浜市公共下水道事業特別会計補正予算（第1回）
- (12) 議案第54号 平成25年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）

7. 会議経過

委員長挨拶

市長挨拶

委員長 去る、9月20日の本会議におきまして、当委員会に付託となりました案件は、既に配付されております議案付託表のとおり、議案12件であります。当委員会の議事は、議案付託表の順序により逐次進めてまいりたいと思

ますが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、これより議案付託表の順序により会議を行います。
その前に、当局のほうから説明を加えることがあれば、お願いします。

説（総務部） 特にございませぬ。

委員長 次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件については、委員長から御指名を申し上げて、御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の柳沢英希委員を指名いたします。これより、質疑に入ります。

《質 疑》

- (1) 議案第38号 高浜市税外収入に係る延滞金に関する条例の一部改正について

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第38号の質疑を打ち切ります。

- (2) 議案第39号 調停の成立について

問(15) まず、この調停に、いろいろ説明があったと思いますけど、この調停に至った経緯と、それから、話し合いでは、これ解決できなかったということで、ちょっと質問をお願いいたします。

答（市民生活） まず経緯でございますが、平成24年12月11日に建物所有者から調停の申し立てがございまして、その後3回の調停と裁判所による現況確認を経たうえで、第4回目のときに調停案が示されたものでございます。また、話し合いになった理由でございますが、それ以前から、2年ほどかけて建物所有者の返還にめぐってお話し合いを続けておりましたが、その中で、なかなか合意に至らないということで、第3者の立場の方、利害関係がない方の御意見を聞いて、それで決めましょうということで、形は、調停ということでございますが、選択肢の中では、弁護士会が行う、和解の仲裁ということも検討しましたが、あくまでも中立な立場ということで、今回、調停という形で選択をさせていただいたものでございます。

問（15） これは、そもそも、これの原因は何ですか。原因は。

答（市民生活） そもそもの原因は、平成20年のリーマンショックまでは、約8割ぐらゐの借上公共賃貸住宅は、入居率がおこっていたわけですが、いざ返還になったときに、今回のセンチュリー21で、22戸中17戸が空きになったということになりましたので、その空き家にした原因というのは、外的要因が主なものになるわけでございますが、その内容について、今後、経営を継続する意向があったときに、なかなかこのままでは経営が継続できないということが、そもそもの発端でございます。

問（15） ちょっと、理解しづらかったんですけども、要するに、向こうのほうとしては、要するに、空き家が多い分だけ、要するに、市のほうとして何らかの、要するに、補償、補填はしてくれということですか、これは。

答（市民生活） はい、おっしゃるとおりでございます。

問（15） 今後、当然、借上公共賃貸住宅が、これで返還になるわけですけども、こういったようなケースが、あとの住宅において考えられると思うんですが、その点はどうですか。

答（市民生活） 今回、第3者の方で、お話し合いに入っていたことによって、ある程度が目安ができたものと考えております。これは、総括質疑の際でも申し上げましたけれども、我々の主張というものは、あくまでもルールに乗っ取って、国交省が示したガイドラインですとか、あとは条例、あとは法律に乗っ取った返還を進めておりましたので、その主張が概ね認められたとい

うことがございますので、今後についても、そのようなスタンスは変わらずに返還手続きを進めたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第39号の質疑を打ち切ります。

(3) 議案第40号 高浜市税条例の一部改正について

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第40号の質疑を打ち切ります。

(4) 議案第41号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について

問(11) 新旧正誤表の最後のところなんですけども、新旧対照表の、41号の最後のところなんですけども、これ、東日本大震災に係る被災者住居財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例というふうに、これありますけども、新になるとなくなってしまうのは、どういうことなのか。また、これ条文、引用されているので、ちょっとどういうことなのかがよくわからないので、説明をお願いします。

答(市民窓口) 第15項の削除の件でございますが、こちらにつきましては、法令では、国保税について、独立した規定を置いていないということと、単に、課税標準の計算の細目を定めているということで、条例上で、これを規定する必要がないのではないかという判断のもと、今回削除をさせていただいております。しかしながら上位法であります地方税法上には、この特例の規定がございますので、特例が受けられなくなるということではございません。この特例

につきましては、東日本大震災によって被災した居住用財産の下にあります敷地につきましてはの譲渡期限ですが、これを3年から7年に延長しまして、その特例を延長しておるというところでございます。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第41号の質疑を打ち切ります。

(5) 議案第42号 高浜市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第42号の質疑を打ち切ります。

(6) 議案第43号 高浜市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

「質疑なし。」と発声するものあり。

委員長 質疑もないようですので、議案第43号の質疑を打ち切ります。

(7) 議案第44号 高浜市都市計画下水道事業受益者負担金に関する条例の一部改正について

問(11) この44号ですけども、先の42号、43号は、年率の7.3%になってるかと思えますけども、今度、7.25ということなんで、これちょっと説明をお願いしたいと思えます。

答（上下水道） 受益者負担金につきましては、その延滞金につきましては、都市計画法第75条第3項において、受益者負担金の納付しないものがあるときは、市町村は督促状によって、納付すべき期限を指定して督促しなければならないとあり、その次の第4項に、年14.5%の割合を乗じつつということでもありますので、それに従って、税と違う率ということになります。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第44号の質疑を打ち切ります。

（8）議案第45号 市道路線の認定について

問（15） ちょっときのうですね、現場、ちょっと見させてもらいまして、この道路は、道路である以上は当然これは最低でもこれは人が通るということ、当然想定するんですけども、これは人が通るということ、当然、頭の上においてこれは認定しているのでしょうか。

答（都市整備） もちろん、人が通るような認定をさせていただいている状況でございます。

問（15） これ地図を見るとわかりますけども、このちょうど真ん中にですね、県道が走っていますね、これは。かなりこの市道の部分とそれから県道を見ると、はっきり言って、この市道から県道との非常にこれ危険なような感じがするんです。はっきり言って、これは。そういった点は、どういうふうに考えればいいんですか。考えていますか、ここら辺は。

答（都市整備） 今回の認定をしたまづ理由としまして、県道の道路区域が今回変更されたということで、県道部分が廃止される箇所につきまして、道路法第93条の規定に基づきまして、平成18年11月に愛知県より協議の申し出がありまして、管理引き継ぎをすることに同意しております。その中の協議の中では、県道碧南高浜環状線の供用開始後に主要地方道西尾知多線との交差点部分に、要は、県道の廃止される箇所にもあるところのですね、その箇所に、

高浜市が管理を引き受けるということで、今回の場合もですね、安全柵も一応県の、もらう場所につきましても、設置はさせておりますものですから、危険はないかと、うちのほうは思っております。

問（15） 今、危険性はないと言われましたけども、どうみてもこれは危険ですわ、はっきり言って、これは。例えばですね、横断歩道があるとか、ほかのここどういった安全策あります、これは。今、安全策があると言われましたけども、これは。

答（都市整備） その部分につきましては、車が歩道を占用させていただくような状況もなっておりますので、その部分におきましても、今、入れないというふうな状況になっておりますものですから、車と歩行者が接触するという状況ではないかと思っております。

問（15） その市道においては、それはわかります。ただ、僕が今言っているのは、市道から県道を横切って、また市道に行くわけでしょ、これは。その安全策が、どのように保たれているのかということなんです、これは。

答（都市政策部） 今、構造的なお話の御質問をいただいておりますが、まず、今回の認定の大前提といたしまして、これは、道路法の確か第11条ぐらいだったと思いますが、重複認定ということで、いわゆる県道が、地図を御覧になっていただきますと南北に走っているよと、そこを横切る県道が従来ありました。それで、たまたま私ども高浜市といたしましては、この交通島（こうつうじま）、それから右のところの近隣住民の利便性も考えながら、ここを市道認定することによって、利用していただく方への配慮というようなこともございますので、委員、おっしゃられましたような、その構造的に、ここを横断するためのという考えではなくて、重複認定をしているということで、御理解いただきたいと思えます。

問（15） 僕が一番聞きたいのは、今言ったように、この県道通って、要するに、東から西、また、西から東へ、これ当然横断する可能性がありますね、これは。そのときの安全策を、どのように考えておるのかということです。

答（都市政策部） これは、市道認定はこういう形で、区域を定めてしましますが、物理的には、このすぐ北側の交差点を当然歩行者の方は横断歩道を渡っていただく。交差点の中にはきちんと横断歩道がついておりますので、そうい

った形でございますので、この認定をしたからこれを斜めに道路横断しなさいよということではございません。少し、その利用と法的な手続きとは、ちょっと切り離してお考えをいただきたいと思えます。

問（15） 今回、基本的には、この道路というのは、やはり歩くのには使わないという考えでいいですね、これは。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第45号の質疑を打ち切ります。

（9）議案第50号 平成25年度高浜市一般会計補正予算（第3回）

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第50号の質疑を打ち切ります。

（10）議案第51号 平成25年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1回）

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第51号の質疑を打ち切ります。

（11）議案第52号 平成25年度高浜市公共下水道事業特別会計補正予算（第1回）

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第52号の質疑を打ち切ります。

(12) 議案第54号 平成25年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算
(第1回)

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第54号の質疑を打ち切ります。以上で、付託された案件の質疑は終了いたしました。なお、本委員会においては、自由討議を実施する案件は、ありません。これより採決をいたします。

《採 決》

(1) 議案第38号 高浜市税外収入に係る延滞金に関する条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

(2) 議案第39号 調停の成立について

挙手全員により原案可決

(3) 議案第40号 高浜市税条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

- (4) 議案第41号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

- (5) 議案第42号 高浜市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

- (6) 議案第43号 高浜市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

- (7) 議案第44号 高浜市都市計画下水道事業受益者負担金に関する条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

- (8) 議案第45号 市道路線の認定について

挙手全員により原案可決

(9) 議案第50号 平成25年度高浜市一般会計補正予算(第3回)

挙手全員により原案可決

(10) 議案第51号 平成25年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1回)

挙手全員により原案可決

(11) 議案第52号 平成25年度高浜市公共下水道事業特別会計補正予算(第1回)

挙手全員により原案可決

(12) 議案第54号 平成25年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1回)

挙手全員により原案可決

委員長 以上をもって、当委員会に付託となりました、全案件の審査を終了いたします。お諮りいたします。審査結果の報告の案文は、正副委員長に御一任願ってよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、正副委員長に一任させていただきます。

市長挨拶
委員長挨拶

終了 午前10時19分

総務建設委員会委員長

総務建設委員会副委員長